

令和2年度 保育所・保育園入所児童募集要領

- 1 入所定員 ○青葉保育園 (TEL 33-2133) 40名
(三石地区) ○延出保育所 (TEL 33-2838) 20名
○本桐保育所 (TEL 34-2223) 30名
○歌笛保育園 (TEL 35-3334) 20名
- 2 受付期間 令和2年1月7日(火)～令和2年1月31日(金)
- 3 受付場所 新ひだか町役場 町民福祉課福祉グループ (TEL 33-2112)
- 4 入所要件 入所できるのは、両親(保護者)のいずれもが、次の理由等により、家庭で保育することができない場合です。
①就労(1ヵ月に48時間以上労働することを常態とする場合)
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
③疾病又は障がいを持っていること。
④同居の親族を常時介護または看護していること。
⑤求職活動を継続的に行っていること。
⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
⑦就学していること。

5 支給認定区分

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、保育所等を利用するには「子ども・子育て支援教育・保育給付」の支給認定申請を行い、2号または3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を受ける お子さん	幼稚園 認定こども園(教育部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育を必要と するお子さん	保育所・認定こども園(保育部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要と するお子さん	保育所・保育園・ベビーホーム

※表中の年齢は令和2年4月1日時点のものです

6 保育料

- 0歳～2歳児の保育料(給食費を含む)は、保護者の所得(町民税所得割課税額等)を基に算定し、直近の所得状況を反映させる観点から、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。
4月～8月分は平成31年度の課税額、9月～翌年3月分は令和2年度の課税額で算定します。
- 3歳～5歳児の保育料は無償です。
なお、給食費等は引き続き保護者負担となり、金額は施設により異なります。
詳細は各施設へお問い合わせください。

7 入所手続

以下の書類を提出してください。4月1日時点のお子さんの年齢により必要な書類が異なります。

申請時に、保護者（支給認定申請書兼利用申込書の右上欄に記載の1名）のマイナンバー確認書類を提示してください。

0歳～2歳

支給認定申請書兼利用申込書
添付書類①・②・該当者のみ③

3歳～5歳

支給認定申請書兼利用申込書
添付書類①

添付書類

①保育の利用を必要とする事由を確認する書類等

（認定要件に該当するものを提出してください）

認定要件	必要書類	備考
就労	居宅外 稼働証明書	就労している保護者分の提出が必要です。 勤務先に記入を依頼してください。
	自営 就労状況申告書 自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）	就労している保護者分の提出が必要です。 自宅外、親族経営の自営業についても左記の書類が必要です。 ※自営であっても、有限会社・株式会社など法人の場合は稼働証明書を提出してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母子健康手帳の表紙と出産予定日のページの写しを提出してください。 保育期間は、出産予定日前8週から産後8週が経過する日の翌日が属する月の月末までとします。
疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し	保育を必要とすることが確認できる診断書、身体障害者手帳等の写しを提出してください。
親族介護（看護）	申立書 介護（看護）が必要な方の診断書、介護保険証の写し	介護（看護）が必要な方の診断書、介護保険証の写し等を提出してください。診断書には「看護を要する」旨の記載が必要です。併せて申立書を提出してください。
求職活動	求職中申立書	認定日から60日以内に稼働証明書を提出していただきます。 提出期限内に稼働証明書が提出されない場合は、その月末に退所いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
災害	申立書・り災証明書	
就学	在学証明書または入学許可証・学生証の写し 時間割表	学校・専修学校・各種学校その他これらに準ずる教育施設（職業訓練校等における職業訓練を含む）が対象となります。在籍状況と受講時間がわかる書類を添付してください。

② 口座振替依頼書

お子さんの4月1日時点の年齢が0歳～2歳の児童は提出が必要です。

保育料の支払いは口座振替となります。入所申込みの際に「預金口座振替依頼書（3枚複写）」をお渡ししますので、預金口座を開設している町内金融機関に提出してください。

③ 保育料を算定するための書類（該当者のみ）

以下の条件を**すべて**満たす世帯については、「所得課税（非課税）証明書」「税額通知書」など、保護者（両親）分の市町村民税所得割額がわかる証明書等を提出してください。

- ・申請するお子さんの4月1日時点の年齢が0歳から2歳である
- ・本年（前年）1月1日現在、新ひだか町内に住所がない
- ・本年（前年）1月1日現在、18歳以下の児童が3人以上いる世帯

利用開始月	証明書等の年度
4月～8月	前年度課税分（前年1月1日時点居住地で発行）
9月～3月	当年度課税分（本年1月1日時点居住地で発行）

※施設の利用開始月によって必要な証明書等の年度が異なります。その時点で居住していた市町村で発行される証明書等を提出してください。

※町内在住であっても税情報がない方については、住民税の申告をしていただくことがあります。

7 入所までの流れ

申請書類の提出 1月7日～1月31日

- ・受付期間内に申請書類を提出してください。先着順ではありません。
- ・求職活動を理由に申請した方で、申請後勤務先が内定した場合は稼働証明書を提出してください。（就労が決定しても入所できない場合があります）
- ・申請後入所の必要がなくなった場合は、必ず申請の取下げを行ってください。

利用調整 2月上旬～中旬

申請者の希望や保育所等の状況により、新ひだか町が利用調整を行います。

利用調整の結果、利用希望者が受け入れ可能数を上回り、希望の施設等に入所が決定しなかった場合（保留）は、町から電話連絡を行います。

4月以降の利用が保留となった場合は引き続き利用調整の対象となり、施設利用が可能になった時点でご連絡します。

通知 2月下旬～3月中旬

希望の保育所等に利用が決まった場合、新ひだか町または入所施設からお知らせを発送します。

入園時に利用料決定通知書（保育料無償のお知らせ）、対象者には併せて「副食費徴収免除のお知らせ」を交付します。